

「結いネット そげい」規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、結いネット そげい（以下「本会」という。）と称し、事務所を一関市大東町曾慶字神蔭32-1に置く。

(目的)

第2条 本会は、「ゆいっこ」の心で支え合いふれ合う地域をつくるため、さまざまな課題についてみんなで話し合い、解決に向けた取り組みを進め、「住んでよかった、これからも住み続けたいふるさと私たちの曾慶」の実現を目指します。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域課題の把握や情報の発信に関すること。
- (2) 地域課題の解決に向けての協議及び事業の実施に関すること。
- (3) 「地域づくり計画」の策定及びそれに基づく事業の実施に関すること。
- (4) その他目的達成のための事業に関すること。

(構成員)

第4条 本会は、曾慶地区に居住する住民及び本会の目的に賛同する者をもって構成する。

(会費)

第5条 本会の会費の額は、総会で定める。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監 事 2名

2 会長、副会長、監事は、理事会で選出し、総会での承認を経て決定する。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 監事は、会計及び会務を監査する。

2 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。

3 役員に欠員を生じたときは、補充することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 本会に、事務局長その他の事務員を置く。

2 事務員は、会長が任免する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は毎年1回、理事会は必要に応じて随時開催するものとする。

2 会議の開催は、会長が招集する。

3 代議員の半数以上の要請があったとき、又は会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができるものとする。

(総会)

第10条 総会は、各自治会から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員は、各自治会から5名ずつ選出し、その任期は2年とする。

3 総会の議長は、その都度代議員の中から選出する。

4 総会は、代議員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

5 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) 「地域づくり計画」の策定や見直し

(4) 規約の改正

(5) 役員の承認

(6) 会費の額及び会費の納入方法

(7) その他本会に関する重要な事項

(理事会)

第11条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事は、各行政区長8名、各自治会長8名、曾慶体育協会会長、曾慶地区福祉活動推進協議会長、交通安全協会曾慶分会長を充て、その任期は2年とし再任を妨げない。ただし、任期満了前に代表等の変更があった場合、後任者は理事を引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

4 会長が必要と認めるときは、理事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

5 理事会の議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

6 理事会は、次の事項を審議し、執行する。

(1) 総会に付議する事項

- (2) 総会で議決された事項の執行に関する事項
- (3) 役員を選出に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(チーム)

第 12 条 分野毎の課題に基づく事業を実施するため、必要なチームを理事会の承認の上、設置することができる。

2 チームリーダーは、役員若しくは理事の中から理事会で選出し、サブリーダーは、チーム員の互選とする。

3 チームの会議は、リーダーが随時招集し議長となる。

4 チームリーダーは、必要に応じて検討状況を理事会に報告する。

(会計)

第 13 条 本会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

(備付け帳簿及び書類)

第 14 条 本会の事務所には、規約、議事録、収支に関する帳簿、その他必要な帳簿及び書類を備えておかななくてはならない。

(情報公開)

第 15 条 本会の会議は、全て公開を原則とする。

2 地区住民は、前条に定める帳簿及び書類等を閲覧することができる。

(委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 26 年 7 月 24 日から施行する。

2 結いネット そげいの設立当初の役員は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず設立総会で選出する。

3 結いネット そげいの設立当初の役員、代議員、理事の任期は、第 7 条第 2 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 27 年度の総会までとする。

4 結いネット そげいの設立当初の事業計画及び予算は、第 10 条、第 11 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

5 結いネット そげいの設立当初の会計年度は、第 12 条第 2 項の規定にかかわらず設立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附則

この規約は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

この規約は、令和元年 5 月 25 日から施行する。

※申し合わせ事項

【第5条の会費について】

- ・会費は、各種団体等からは徴収しません。

【第6条の役員について】

- ・副会長3名のうち、1名以上は女性とします。
- ・理事会で役員（会長、副会長、監事）を選出する場合、理事を含めた曾慶地区に居住する住民から選出することができます。
- ・理事が役員に就任した場合、任期途中で代表等を退いても、役員は続投します。（役員は、2年の職務を全うしていただきます。）



▲曾慶地内交通死亡事故 6500 日継続中



▲曾慶地区民運動会



▲神蔭看板と花いっぱいプランター